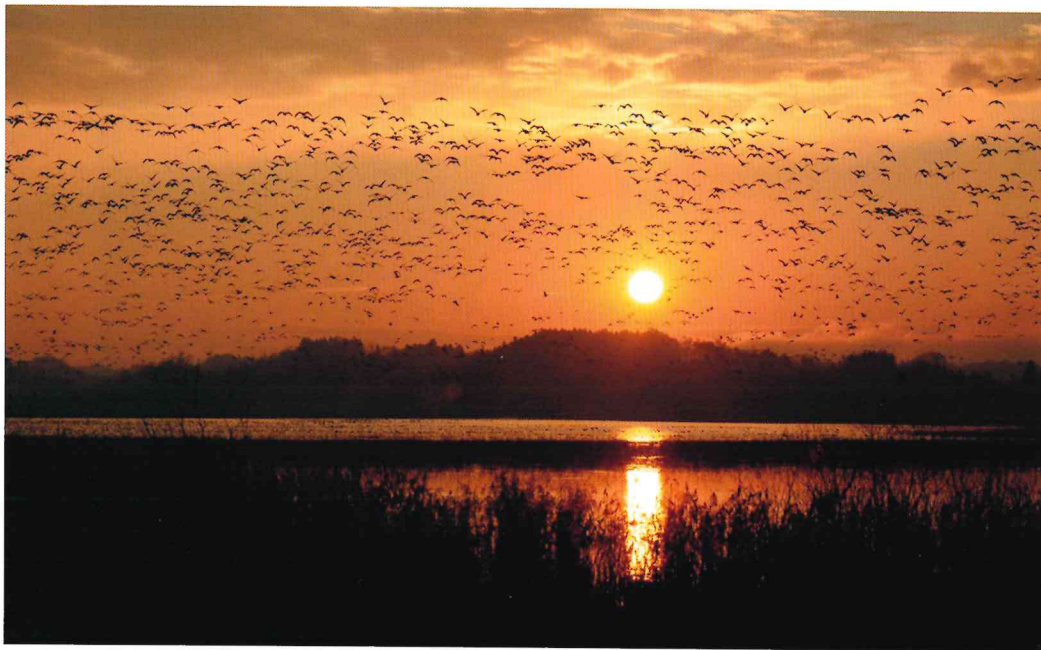


# 更生保護みやぎ

発行  
宮城県保護司会連合会  
編集  
更生保護みやぎ編集委員



夜明けの雁の飛び立ち（宮城県栗原市、登米市・伊豆沼）

（写真提供：栗原地区保護司会 元保護司 黒澤 征男 氏）



## 宮城県更生保護大会講演『雁に学ぶ』から

宮城県保護司会連合会 会長  
長岡弘晴

令和7年新春、念頭に当たり謹んで新年のお慶びと、日頃より更生保護に携わる関係の皆様方のご支援ご指導に心より御礼と感謝を申し上げます。合わせて、昨年来の地震・豪雨被災地の復興をお祈りしながら、改めて本年もよろしくお願ひ申し上げます。

さて、県下の更生保護関係者を一堂に会して行われた昨年の宮城県更生保護大会は、栗原市において、栗原市、栗原地区保護司会、同地区更生保護女性会のご尽力による心温まる手作りの小物、「伊治（これほり）、城＝栗原の地名の由来」の里・古代米が参加者に添えられ、いつもながら、開催地の文化と人々の絆、大会への思いが伝わるものでした。

そして、講演の部では、日本に飛来する雁の7～8割、約5万羽が越冬するここ栗原の伊豆沼・内沼の雁の生態調査と保護に携わってきた栗原市在住、「日本雁を保護する会」会長・呉地正行氏による『雁に学ぶ、家族の絆～誰一人取り残さない雁の生き方～』と題する調査と実践の貴重なお話がありました。

雁の家族愛は強く、猟師に撃たれ一度は逃げた数羽

の仲間がまた舞い戻り、命中して水に浮かぶ仲間を翼でおおぎ励まし、さらに絶命した雁を引き寄せようとした猟師めがけて、上空から一羽ずつ順番に急降下して攻撃してきたという逸話もあるといひます。

また、雁の記憶力は驚異的で数千キロも移動しながら飛行コースや前年渡来地の着地場所も正確に一定で、誤差も数メートルだといひます。

伊豆沼が遠く4千キロ彼方シベリアからの日本一の雁の渡来地となったのは、安全なねぐらと湿原や水田の餌場があることが理由で、これからも、雁の保護と調査、環境保全に努力していく必要を強く話されていひました。

新春の曙、日の出とともに協力しながら一斉に餌場に向かう雁の群れから、力強さと荘厳な生命の営みを感じるものがあります。

終わりに、私達の更生保護活動も、保護する会の調査研究、保護実践活動に学びながらさらなる発展をなすことを願うものです。

# 第72回 宮城県更生保護大会開催



令和6年11月13日、栗原文化会館（アポロプラザ）において、標記大会が約800名の方々の参加を得て開催されました。

当日は、日本雁を保護する会会長の呉地正行氏から「雁に学ぶ、家族の絆～誰一人取り残さない雁の生き方～」と題した講演をいただきました。その後の式典においては、更生保護功労・功績による叙勲・藍綬褒章受章者披露、法務大臣表彰の伝達を始めとして、更生保護事業の伸展に寄与された649名及び46団体の方々

について、その功績が顕彰され、また謝意が表されました。

本大会を開催するにあたり御協力をいただきました栗原市、栗原地区保護司会、栗原地区更生保護女性会、関係機関団体の皆様に心から御礼申し上げます。なお、次回県大会は、令和7年11月13日（木）、白石市の白石市文化体育活動センター（ホワイトキューブ）で開催される予定です。

## ◇ 栄誉に輝く方々 ◇

令和6年春

- 叙勲 瑞宝双光章（更生保護功労） 佐々木 耕 史（登米南三陸）
- 藍綬褒章（更生保護功績） 遊 佐 守（大 崎）

令和6年秋

- 叙勲 瑞宝双光章（更生保護功労） 針 生 美智子（若 林）
- 藍綬褒章（更生保護功績） 渡 邊 みち子（宮 城 野）
- 阿 部 求（石 巻）

## 法務大臣表彰

- |             |              |              |              |
|-------------|--------------|--------------|--------------|
| 佐藤 宗幸（青 葉）  | 佐藤わか子（青 葉）   | 菅原 裕子（青 葉）   | 目黒 正夫（太 白）   |
| 大宮 雪子（ 泉 ）  | 辻 淳童（石 巻）    | 内海美奈子（石 巻）   | 村上 優治（石 巻）   |
| 阿部 邦英（石 巻）  | 澤目 寛子（塩 釜）   | 鎌田 礼二（塩 釜）   | 森 長一郎（塩 釜）   |
| 関谷 妙子（塩 釜）  | 高橋幸三郎（塩 釜）   | 吉村喜代子（塩 釜）   | 大友 豊雄（塩 釜）   |
| 前田 顕正（白 石）  | 佐藤由美子（柴 田）   | 伊勢 晶子（柴 田）   | 折原美根子（名取岩沼）  |
| 三浦 礼子（名取岩沼） | 梅澤 徹玄（加美黒川）  | 櫻井 幹夫（加美黒川）  | 泉 茂雄（大 崎）    |
| 上野 博（遠 田）   | 齋藤 昭道（登米南三陸） | 南浦 洋州（登米南三陸） | 阿部 敏光（登米南三陸） |

## 第74回 “社会を明るくする運動” について

“社会を明るくする運動” 宮城県推進委員会

7月1日は「更生保護の日」、7月は“社会を明るくする運動” 強調月間及び再犯防止啓発月間です。

今年も、街頭広報や住民集会等のイベントに加え、テレビ出演や横断幕、電光掲示、地域広報誌等による多彩な広報活動を展開していただきました。

県内各地区からご提供いただきました情報から、一部を写真でご紹介します。

地元テレビ番組「OH! バンデス」出演



仙台駅構内での街頭広報活動



ベガルタ仙台のスタジアムでの広報活動



ベガルタ仙台コーチによるサッカー教室〈亘理町〉



青葉区民まつり〈仙台市青葉区〉



矯正展での広報活動〈仙台市若林区〉



電車内ポスター掲示〈仙台空港アクセス線〉



少年野球大会での広報活動〈石巻市〉



ショッピング施設での広報活動〈塩竈市〉



名取駅前での広報活動〈名取市〉



社明音頭の披露〈加美町〉



地元保護司会による学校訪問〈涌谷町〉



ホゴちゃんサラちゃん大型絵巻〈栗原市〉

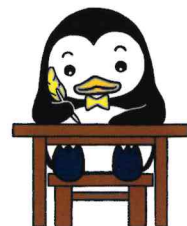


内閣総理大臣メッセージ伝達式〈気仙沼市〉



## 第74回 “社会を明るくする運動” 作文コンテスト

本年度の作文コンテストは、県内から合計701作品（小学生170作品、中学生531作品）の応募がありました。今年も多く作品の応募をいただき、誠にありがとうございました。審査の結果、優秀賞作品6点、特別賞作品2点が決定しました。また、中央推進委員会における審査の結果、本県から優秀賞1点が選ばれました。審査の結果は、次のとおりです。



### 【全国の部】

◎全日本中学校長会会長賞（中学生の部・優秀賞）

『言葉の裏側』

岩沼市立岩沼西中学校 2年 宮崎 遥斗

### 【宮城県の部】

◎宮城県推進委員会委員長賞（小学生の部・優秀賞）

『たからもののお話』

七ヶ浜町立松ヶ浜小学校 4年 坂本 結

『りそうの社会』

登米市立佐沼小学校（学年・氏名非公表）

『明るい社会に向けて』

登米市立石越小学校 6年 三浦 蓮寿

◎宮城県更生保護女性連盟会長賞（小学生の部・特別賞）

『心の居場所』

多賀城市立山王小学校 6年 細谷 咲楽

◎宮城県推進委員会委員長賞（中学生の部・優秀賞）

『愛のあるおせっかい』

石巻市立住吉中学校 3年 岡田 幸華

『言葉の裏側』

岩沼市立岩沼西中学校 2年 宮崎 遥斗

『笑顔であいさつ まずはそこから』

大崎市立古川南中学校 2年 板垣 茅空

◎宮城県保護司会連合会長賞（中学生の部・特別賞）

『犯罪や非行を防ぐために』

加美町立鳴峰中学校 3年 青砥 昊椰



全日本中学校長会会長賞（優秀賞）

宮城県推進委員会委員長賞（優秀賞）

### 🍌 言葉の裏側 🍌

岩沼市立岩沼西中学校・2年 みやぎき 宮崎 はると 遥斗

「暴言を吐くことはいけないことだ。」

これが今までの僕の暴言というものに対する考えです。しかし、あるラジオ放送の番組の話を聞いて考え方が変わりました。それは、作家の岸田奈美さんのインタビュー番組でした。

「大事なのは『なにを』言っているかではなく『なんで』言っているのか」

これは、奈美さんのお母さんが言っていた言葉だそうです。暴言のような攻撃的な言葉にも、その裏には苦しかったり辛かったりさまざまな思いが隠されているかもしれないということです。

以前、障害を持つ奈美さんの弟さんの写真に、とある意見がつかまりました。それには「ガイジ（障害児）は生きる価値なし、死ね」とあったそうです。これに対して、奈美さんは「通報しますよ」などと対応しました。すると、それを送ったのが子供だったらしく、その後その子の母親から連絡が来て、そこにはその子のことについて書かれていました。その子が発達障害であること。「障害児死ね」というのは学校で本人がずっと言われていた言葉であるということ。ネットで障害のある人に「死ね」と言うことで「自分が悪いんじゃないくて、障害を持って生まれてきたことが悪いんだ」としようとしていたこと。奈美さんは衝撃を受けました。「死ね」はとても強い攻撃的な言葉だけど、その裏にある、辛くて、苦しくて、どうしようもない自分の障害に対する嫌悪が、奈美さんに届いたその意見には詰まっていたのです。

また、話にも出てきたネット、いわゆるSNSにも同じようなことが言えると思います。SNSの中には匿名で利用できるものが多くあります。僕もそれらを利用することがあるため分かりますが、個人情報保護などのメリットがある一方、匿名なのをいいことに誹謗中傷をする人も時折見られデメリットも多く感じます。

「匿名」は、利用者を完全な自由に導くものなのではないでしょうか。違います。SNSだからといって何を言って

もいい、何をしてもいいということには、絶対になりません。匿名だからと羽目を外し、モラルに反するような言動をすることは決してあってはなりません。それによって、傷ついたり苦しんだりする人も多くいるでしょう。しかし、奈美さんの話のように、その表側の攻撃的な面の裏に苦しく辛い気持ちも隠れているかもしれません。だから耐えろということではなく、このことを知っておくことが大切だと思います。

攻撃的な言葉だけではなく、言葉自体には様々な感情がこめられています。話し手、書き手が、何を思い、何を感じ、その言葉を発しているのか。これを感じとることができれば相手を理解することもできるでしょう。

僕は、悪いことをしたら責められるばかりのこの社会は間違っているのではないかと考えました。その背景には、そうさせた環境があるかもしれないからです。むやみに人を責めるだけの社会ではなく、「なんで?」「どうして?」と少しでも寄り添える社会が今、必要になっていると思います。

## 更生保護における新たな援助について

### 仙台保護観察所

かつて保護観察等を担当していた保護司に対して、元対象者が仕事や生活等についての相談を求めたり、更生緊急保護の対象となる期間の経過後も引き続き元対象者を雇用している協力雇用主等が、保護司をしている知人に対し、その者への生活指導等について相談を寄せたりするといった事例が少なからずありました。

社会の中で“生きづらさ”を抱えている元対象者に対し、保護観察終了後も切れ目のない息の長い支援を確保していくことが、社会復帰支援の推進に重要であるとの観点から、令和5年12月、更生保護法の一部改正に伴い、「更生保護に関する地域援助」と「刑執行終了者等に対する援助」として、更生緊急保護制度の拡充、刑執行終了者等に対する援助、勾留中の被疑者に対する生活環境の調整に加え、更生保護に関する地域援助に係る規定が設けられました。

これは、保護観察を始めとする刑事司法の手続きが終了した後も、犯罪や非行をした人たちが社会の中で孤立することなく相談できる仕組みを作り、社会の一員として復帰・自立できるよう、保護観察所が息の長い支援を実施することにより、再犯防止・改善更生を図ることを目的としています。

### 1 地域援助について

保護観察所が、過去に犯罪や非行をした人の改善更生や犯罪予防について、現在は保護観察を受けていなくても、保護司や家族、地域の関係機関等からの相談に応じて、更生保護に関する専門的知識を生かした情報提供や助言を行います。

保護観察が終了した元対象者本人やその家族等から、保護司に対して相談があったときは、当該保護区を担当する地区主任官に相談してください。

### 2 刑執行終了者等の援助について

かつて刑務所や少年院に収容されたことがある人や、地域において犯罪や非行に結びつく恐れがある問題を抱えた人が対象で、保護観察や生活環境調整が終了し保護司との関わりがなくなった後でも、改善更生を図るために必要があると認められ、かつ、その支援を本人が意思に反しないことを確認したときに行います。

保護観察官が困りごとや悩みなどを聴き、相談内容に応じて関係機関等と連携しながら必要な情報提供や支援の調整などを行い、地域の中で安心して生活できるようサポートします。

### 3 地域支援ネットワークの構築について

各援助を行うに当たり、様々な相談に応じるためには、福祉サービス等の各種支援の実施主体である市区町村の他、住居確保、就労支援、高齢者・障害者支援、医療、福祉、修学支援、弁護士相談等、支援を行う機関・団体との連携のためのネットワークが不可欠です。

保護観察所は、支援対象者に対して自ら援助を行うとともに、地域の支援に円滑につなぐことを可能とする地域支援ネットワークの構築に取り組んでいきます。

4 元対象者への支援に対する相談対応・援助費の新設について

令和6年4月から「元対象者等への支援に対する相談対応・援助費」が新設されました。

これは、保護司がかつて担当した保護観察事件、生活環境調整事件等の元対象者等に対して、相談に応じたり、援助を行ったりしていただいた場合に、1つの相談内容に対して保護司実費弁償金3,440円が支給されることになりました。

相談に対して、元対象者本人が地域社会において改善更生及び社会復帰を図る上で必要な助言、情報提供、支援機関等の紹介等をしていただいた場合に支給されます。

相談対応・援助の対象となるのは、元対象者本人はもちろん、元対象者本人の家族、引受人、雇用主、学校関係者等も対象になります。

実施していただいた相談対応・援助について「地域相談・援助報告書」を作成し、「地域援助」として保護観察所が引き継ぐことになります。

緊急を要する場合やお手元に報告書がない場合などは、まず電話等により保護観察所にご報告をお願いします。

また、本件についてご不明な点や相談対応等でお困りになられることなどがあれば、保護観察所に連絡ください。

なお、この実費弁償金の支給を受けるためには、保護司会の活動計画に「犯罪予防に関する地域住民からの相談対応・支援」を盛り込んでいただく必要がありますので、ご留意願います。

R6.1 法務省 仙台保護観察所

地域援助～「地域とともに歩み、地域に貢献する更生保護」

令和5年12月スタート

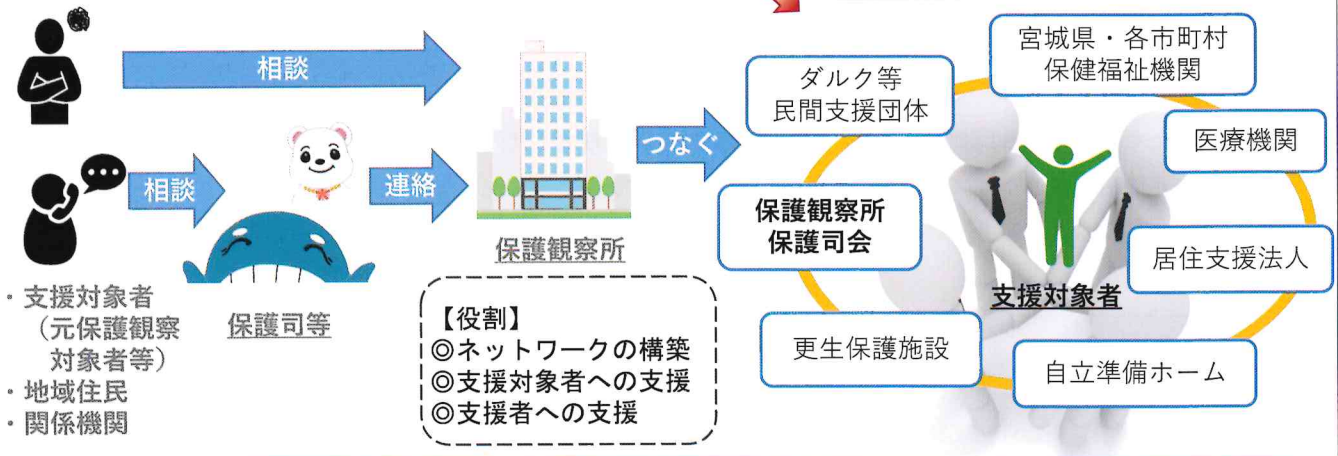
地域援助

保護観察所が、犯罪をした者等の改善更生や犯罪の予防のため、地域住民、関係機関等及び支援対象者からの相談に応じ、情報の提供、助言等の必要な援助を行います。

地域支援ネットワーク構築への御協力をお願いします！

息の長い支援の実現

(イメージ)



## 保 護 司 の 異 動

### 新任保護司

#### 令和 6 年 5 月 25 日付 (26名)

(青 葉) 佐藤 岳彦	(宮 城 野) 伊藤 直樹	(宮 城 野) 門間 尚子	(太 白) 大沼 悦子
(太 白) 佐藤和加子	(太 白) 横田 守彦	(石 卷) 阿部 輝昭	(石 卷) 佐藤賢一郎
(石 卷) 谷 祐輔	(白 石) 菊地 文博	(白 石) 山口 栄悦	(伊具亘理) 岩渕 義慶
(伊具亘理) 小野百合子	(伊具亘理) 笹木 友宏	(伊具亘理) 石龍 義道	(伊具亘理) 曳地 徳宣
(加美黒川) 小松 祐司	(加美黒川) 斎藤 雅彦	(加美黒川) 平渡 亮	(栗 原) 千葉由香里
(登米南三陸) 阿部 麻帆	(登米南三陸) 北浦 成仁	(登米南三陸) 鈴木 浩司	(登米南三陸) 高橋 力
(登米南三陸) 千葉 匡宏	(気 仙 沼) 菅原 章伊		

#### 令和 6 年 11 月 20 日付 (19名)

(青 葉) 梶原あずさ	(青 葉) 神馬 若葉	(青 葉) 古林 俊晃	(宮 城 野) 柿沼 雅一
(宮 城 野) 吉岡 宗倫	(若 林) 石橋 文彦	(若 林) 小高 愛子	(若 林) 齋藤 誠弥
(若 林) 佐藤 大	(太 白) 佐藤 厚子	(太 白) 佐藤 一樹	( 泉 ) 尾形 衛
( 泉 ) 杉本 美絵	(石 卷) 長谷川俊昭	(石 卷) 横江 良伸	(塩 釜) 鈴木 晶晴
(大 崎) 佐藤 久美	(栗 原) 齋藤 仰史	(栗 原) 千葉 裕樹	

### 退任保護司

#### 定年退任 (9名)

(青 葉) 佐藤ますみ	(青 葉) 兵庫 淑子	(太 白) 石崎 孝二	(石 卷) 秋山 喜弘
(石 卷) 長倉 利一	(伊具亘理) 笹木 瞭一	(登米南三陸) 小野寺富之	(登米南三陸) 成澤 克信
(登米南三陸) 渡邊 正一			

#### 退 任 (15名)

(青 葉) 服部 博子	(宮 城 野) 菊地 文博	(若 林) 沼田 和光	(太 白) 大沼 悦子
( 泉 ) 加藤日登美	(石 卷) 三宅 哲也	(塩 釜) 伊藤 敏明	(伊具亘理) 堀米孝太郎
(加美黒川) 富澤 孝道	(大 崎) 遠藤 悟	(栗 原) 菅原 哲雄	(登米南三陸) 小野 正
(登米南三陸) 西條 清貴	(気 仙 沼) 内海 義夫	(気 仙 沼) 中井 充夫	

### 敬 弔

生前の御功績を偲び、謹んで哀悼の意を表します。

(宮 城 野) 郷家 勤 (太 白) 村上 一夫 (登米南三陸) 鹿野 耕史

### 叙 位

永年にわたり更生保護に御尽力され、多大な御功績がありました下記の方に対し、叙位の御沙汰がありました。生前の御功績を偲び、この栄誉を称えたいと存じます。

故 澁谷 宗勝 (宮 城 野) 従六位 故 三浦 正明 (遠 田) 従六位

敬称略

### 宮城県更生保護協会会員募集のご案内

もう一度やり直せる社会へ。立ち直りに支援をお願いします。

TEL : 022-221-1451 (内) 3330 FAX : 022-216-4159 mail : miyagi.hogo@i4.gmob.jp

